

会議録

審議会名	第2回 杉戸町生涯学習審議会
開催日時	令和5年3月29日（水）午前10時00分～11時30分
開催場所	杉戸町役場 第1庁舎3階 会議室
会議の議題	(1) 新しい杉戸町生涯学習推進計画タイムスケジュール案について (2) その他
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開（公開の場合傍聴者数 0人）
	（非公開の場合理由）
出席者氏名	石田茂生、飯田賢、根本伸、浅井宰、齊田壮市、仁部弥生、大島齋禮、寺田竹雄、松原巖、齋藤伸夫（敬称略）

審議の概要

（事務局長）当審議会規則第6条の規定より、会長が議長となることから、これからの議事の進行については寺田会長にお願いしたいと思います。

（寺田会長）それでは、規則に従いまして議長を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願ひいたします。

本日の会議録署名委員は、大島齋禮委員、齋藤伸夫委員にお願いいたします。

議題（1）新しい杉戸町生涯学習推進計画タイムスケジュール案について

【資料による事務局説明】

（寺田会長）ありがとうございました。

生涯学習推進基本構想や、生涯学習推進基本計画というものは、本来策定されるべきものでありますが、これが長らく策定されていない状態が続いておりました。それ故、総合振興計画の計画と連動させる形で、ここで再び策定ということで動き出すところです。

年に1回2回のペースの会議では、3年後の策定にはとても協議が追いつかないと思います。ただし、町の予算の兼ね合いもありますので、出来る出来な

いというラインをはっきりさせておかないとなりません。この辺も含めてどうするかを考えていかねばなりません。

各委員それぞれ疑問点があると思います。気が付いた点やご意見を出して頂いて、来年度からの計画の策定への一歩が出せるのではないかと思います。

ただいまの事務局からの説明について、何かご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

埼玉県でも、社会教育委員会議と生涯学習審議会会議と二つに分かれているところです。やっている内容は別なのですが、基礎は同じです。社会教育委員会議の方は社会教育事業についての協議を、生涯学習審議会会議は答申についてを主に協議しています。今回も県の生涯学習指針が議会で承認され、新しい計画が出されたことと思います。

杉戸町では、これを二つに分けるのは難しいのかなというところがあります。そのため、答申機関であり、同時に社会教育事業を考える組織としての杉戸町生涯学習審議会という形になると思います。

(事務局) 当町では、かつて存在していた各審議会を統合して今の杉戸町生涯学習審議会となっておりますので、社会教育というのも生涯学習の範囲内として考え、計画を策定していきたいと考えております。

(寺田会長) 自治体の規模によって分かれたりしているところもあるでしょうが、杉戸町ではこのような形であり、社会教育委員会としての機能も含めて行っていくということで、皆さんご理解いただければと思います。

そういった経緯で、本日ここに計画の策定のタイムスケジュール案ということで、皆さんにはご意見等をいただければと思います。

【委員からの主な意見・質問等】(要約)

(石田委員) このスケジュールに書かれております住民アンケートについては、現時点ではどのような形での実施をお考えでしょうか？

(事務局) 全住民を対象とするアンケートは難しいと考えております。従いまして、100～1000人単位の標本調査を1回実施するという形を考えております。

(飯田委員) 基本構想、基本計画が10年スパンということですが、一方総合振興計画も10年計画で、この始期がずれており、それによる内容の齟齬が発生する恐れがあります。故に、いずれは整合性をとれるように始期をそろえるようにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

(事務局) 第6次総合振興計画から第7次総合振興計画に移行する際は、生涯学習推進基本計画と内容の乖離が発生しないように進める予定であります。

万が一、第7次総合振興計画と生涯学習推進基本計画との間に乖離が発生した場合は、適宜見直し・調整していきたいと考えております。総合振興計画の方が上位計画であるので、下位計画である生涯学習推進基本計画を総合振興計画に合わせていく形になります。

いずれどこかの時点で、両計画の始期を同じスパンにしたいと考えております。

(根本委員) まだ計画のスケジュールの各内容を完全に把握しきれていないので、これから学んでいきたいと思うので、その際にご教示願いたいと思います。

(浅井委員) 確認ですが、基本構想と基本計画の2つは、全く別物という認識でよろしいでしょうか？ 構想は10年単位で、計画は前期後期と分かれておりますので、前期で決めたことが、後期には変わってしまうというリスクはないのでしょうか？

(事務局) 全体的な生涯学習基本構想として10年間のスパンで考えており、その具体化した計画として前期後期に分かれておりますが、前期と後期で矛盾する、あるいはまったく別の内容の計画になるということはありません。後期は前期を受け継いだ形での計画策定となります。

後期の生涯学習推進基本計画は、第7次総合振興計画（前期）に合わせる形になります。そのため整合性をとるための調整は発生すると思います。

(浅井委員) 例えばコロナの時のように、状況によっては急に計画が進まなくなったなどということもあると思います。そういう意味を含めて前期後期とするということですね。

(齊田委員) タイムスケジュール案についてはおおむね理解できましたが、事務局について、今後将来的に人事異動が発生することと思います。

ですので、円滑かつ継続的に実施できるように進めていただきたいと思います。私としては、計画等に係る個々の事案が発生しましたら、検討させていただきたいと思います。

(大島委員) まず、社会教育委員と生涯学習審議会委員の扱いについてですが、社会教育法上の社会教育委員と銘打っているわけではありません。杉戸町ではあくまで生涯学習審議会委員が社会教育委員を兼ねるという形をとっていま

す。その状況で計画を策定するというのは、あいまいなところが残ると思うのですが、いかがでしょうか。社会教育法に則って、社会教育委員として策定した方がよいと思うのですが。

もうひとつお伺いしたいのが、過去に10か年計画があったと思いますが、その際に、個別的な所で体育館を建てる計画がありました。しかし結局、それは予算上の都合で計画が実施できなかった、ということがありました。

つまり、いくら素晴らしい計画を策定したとしても、実現性のあるものでなければ意味がなくなってしまいます。そのあたりが問題だと思うのですが、いかがでしょうか？

また、計画を立てるのであれば、その実施にあたっての予算積み立てなどの措置もあるのでしょうか？ それに、首長が変わってしまった際、政策も変わってしまうと考えられますが、その点はどうなるのでしょうか？

(事務局) 社会教育委員その他委員を統合して、「生涯学習審議会」という名称になったことにより、「社会教育委員」という名前がなくなってしまったわけではありますが、生涯学習という範疇自体が、社会教育、家庭教育を含め、学校教育までも包摂する形になっております。したがって既存の範囲よりもより広く活動できるところです。

杉戸町では、明記はされておられませんものの、実質的に生涯学習審議会委員は、社会教育法に規定される場所の社会教育委員を兼ねるということと、事務局では認識しております。

また、委員ご指摘のように、平成22年度以前まで第2次杉戸町生涯学習推進計画というのがございました。これ以降の間は、生涯学習に係る計画を策定するのではなく、上位計画である総合振興計画と教育重点施策で対応してきたという経緯があります。

奇しくもコロナがようやく落ちついてきたこともあり、生涯学習に関する計画を、新たに策定する必要性が生じてきたと認識しております。

また、予算の積み立て等につきましては、予算権限は首長部局側が持っており、教育委員会事務局自体には予算権限がございません。そのため、予算積み立てなどというのは非常に難しいと認識しております。

確かに委員ご指摘のように、首長が変わると政策が変わってしまうということというのもありますので、計画に影響がないとは言えませんが、それゆえに計画を策定しないという理由にはなりかねます。体育館等については、町の公共施設ですので、町の全体的な計画の中で進めねばなりません。そこについてはご理解いただければと思います。

(仁部委員) この計画スケジュールに対して、自身はどう協力すべきなのかで正直混乱しているところではあるが、具体的に「こうやっていきましょう」と

いう方向を皆さんと決めていきたいと思います。

(齋藤委員) 市町村にはそれぞれ事情があると思うので、杉戸町にあったやり方があると思います。杉戸町は計画を策定するにあたり、生涯学習審議会という組織のみで充分だと思います。

確かに計画については、生涯学習推進基本計画と、総合振興計画との関係性で混乱するところがあります。

計画につきましては、実現出来たことと出来なかったことをはっきり町民に示し、出来なかったことについての分析することが必要であると考え、その分析をもとに、次に無理のない中身のある計画を立てることも可能になると思います。そしてそれを町民に知らせるような形にして欲しいですし、そのように進めていただきたいと思います。

また、住民アンケートについてですが、設問の仕方も、恣意的なものになるのではなく、公平でなおかつ正確な回答がわかる方法を希望します。

(事務局) 総合振興計画は上位計画、法律でいうところの憲法のようなものです。法律だと、最上位の憲法の下に教育基本法があり、さらにその下に学校教育法、社会教育法などがあり、社会教育法の下に博物館法や図書館法などがあるといったイメージです。それと同様に、総合振興計画が上位計画として存在し、その下に生涯学習推進基本計画が存在するという位置付けです。

また、委員ご指摘のように計画が終了したら、その検証が必要になります。総合振興計画も同様なのですが、計画の実施についての検証・評価をする必要がありますので、生涯学習推進基本計画ではそのようにしていきたいと考えております。

アンケートにつきましては、恣意的な内容にならないようにしたく、アンケートの内容が出来上がりましたら、委員の皆さんに諮り、ご意見をいただきながら検討して進めていきたいと考えております。

(松原委員) 今年度から委員となったため、過去からの状況がうまくつかめていないため、このタイムスケジュール案が出来た経緯の資料を知りたいところです。会議にかかる資料があれば、事前にお示しいただきたいと思います。そうすれば、より理解した状態で議論ができると思います。

(事務局) 次回以降は、事前に各委員さんに資料をお送りして、協議の場に資料が不足しないようにしていきたいと思います。ご理解いただければと思います。

(寺田会長) 資料の送付については、今は紙ベース以外にも、電子メールでの

やり取りもやっていますので、これを効率的に活用していった方がいいのかなと思います。今はまさに過渡期なので、うまく併用していくのが良いかと思えます。

(齋藤委員) 電子メールか紙ベースのみというのではなく、過渡期ということで両方を出していただけるといいと思います。それぞれのメリットがありますので、個人的には両方貰いたいところであります。

(根本委員) 基本構想や計画において、町が元気に、活気あるような姿になるものを目指したいと思えます。これから10年後、20年後に向けて活気を取り戻せるようにしたいですね。

議題(2)「その他」について

(寺田会長) それでは、次の議題に移ります。議題(2)「その他」について、委員さん方からございましたら、ご意見等をお願いします。

(大島委員) 町の申請に係る手続きのデジタル化の関係について、いまだに紙ベースの書類が多い状況です。住民の利便性や事務の効率化の観点から、より一層の推進をしていただきたいと強く希望します。

(その他、委員からは意見出ず)

(寺田会長) それでは、以上で議事を終了といたします。皆様のご協力、ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 寺田会長、並びに委員の皆様におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。最後に、伊藤教育長より会議の総括をいただきたいと思えます。

(伊藤教育長) 委員の皆様、本日は生涯学習推進基本計画策定に向けたタイムスケジュールについてということで、少ない資料の中、たくさんのご意見いただきまして、ありがとうございました。

アンケートの方向や、期間の問題、上位計画との整合、実現性のある計画の策定、町部局との連携の強化など、たくさんのご意見をいただきました。

これから作っていく計画ですので、その過程において、充分取り入れさせていただきたいと思えます。

今は人生100年時代ということで、生まれてから100年の人生を終えるまでの長いスパンでのスケールでとらえていきたいと考えております。

昨今では、入学して間もない子どもたちも、タブレットを使うなどにより、ここ数年間で子どもの教育の場も非常に大きく変わりました。

世の中が大きく変わる中で、子どもたちは未知の課題に対応できる教科を中心に、学校教育の場では体系的に進めているところです。そしてその子どもたちの学習を含めた大きなスパンでの学習こそが生涯学習であると考え、学校教育を社会で活かす場面というのが重要になってくると考えます。

楽しく学び続けるということは、人生のやりがいにもつながると思います。また、皆さんからご指摘いただいたように町の活力や町の教育水準の向上に資するものだと感じております。

これから計画・立案というところですので、私たちも今の実情、そして10年後20年後の未来を見据えて、皆さんが元気で学び続けるということを念頭に置いて計画を策定したいと思います。学びというのは知的財産でありますので、委員さんからもご指摘がありましたが、実現しなければ意味がないということで、実現できる方向性で町部局の方とも連携していけるようしっかりやってまいりたいと思います。今後とも、委員の皆さんにはどうぞよろしくお願いいたします

本日はありがとうございました。

(閉会)

以上をもって全ての議事を終了したので、会長より閉会を宣言し解散した。

上記の議決を確認するために、会議録署名人は、署名、捺印する。

令和5年4月22日

令和4年度 杉戸町生涯学習審議会 第2回会議

会議録署名人 大島 齋礼

会議録署名人 齋藤 伸夫